

大坂町奉行吟味伺書の考察(一)

藤原和

一 九州大学法学部蔵 大坂町奉行吟味伺書

1 嘉永四年五月 無宿徳松外五人、強盜并盜物売払

一件

(表紙)

亥五月廿七日落着

強盜奪取并盜物与心付候品

売払遣、盜又者盜物貰受候もの

一件

柴田日向守

無宿

安太郎事

去戌十一月廿四日入牢

徳松

亥式拾七歳

(朱書)

「此者致盜、去戌二月十一日敲申付候ものニ御座候」

同

播州の

弥助死

亥式拾四歳

同

大坂の

梅吉

亥式拾壹歳

(附札)

「此徳松外式人儀、伺之通

三人共大坂三郷町中引廻

之上、徳松・弥助者獄門、

梅吉者死罪可被申付候」

右徳松外式人儀、徳松者死亡弥三郎申合、立替頭取、

阿波町・山本町・高麗橋式丁目人家裏之戸固辞明押

入、出刃庖丁を振上、金銀可差出、声立候ハ、可突

殺旨、家内之ものを申威、度毎乍致盜、其後被捕候

節、右盜口者押包、外悪事而已白状および、敲相成

候身分不慎、此もの共申合、又者徳松・弥助彦人立、

所々ニ而往来人帯居候脇差・懐中之錢等奪取、徳松

者錢を肩ニ掛居候下人躰之ものニ付添、人家江這入、

脇差拔放、為驚候而右錢奪取、尚弥助兩人共人家江

這入、明懸り有之内江入候而も盜いたし、其上此も

の共并徳松・弥助手合ニ而京町堀四丁目・山田町・

升屋町・北濱式丁目・北久宝寺町三丁目・南本町四

丁目人家江も押入候節、恚ヶ所者弥助頭取、其余者

徳松頭取、銘々脇差を拔持、前同様家内之ものを申

威、夫々盜いたし候段、強盜之至、殊ニ数度之儀、

別而不届至極ニ付、三人共大坂三郷町中引廻之上、

徳松・弥助者獄門、梅吉者死罪可申付候哉

去戌十一月廿四日入牢

當時無宿

音五郎

亥式拾貳歳

同

大坂の

福松

亥式拾壹歳

同断

(附札)

「此音五郎・福松儀、伺之通

音五郎者敲、福松者入墨

之上重敲可被申付候」

右音五郎・福松儀、徳松・弥助より売払之儀被頼候

米品者身分不相応ニ付、盜物ニも可有之旨乍心付、

知人之儀断も難申存候迎引請、売払遣、世話料等不

貰請候とも、福松者人家裏之戸明掛有之内江入、盜

いたし候段、別而不届ニ付、音五郎者敲、福松者入

墨之上重敲可申付候哉

無宿

京の

去戌十一月廿四日入牢

弥吉

亥二拾壹歳

(附札)
「此弥吉儀、伺之通

敲可被申付候」

右弥助儀、身分不詰ニ候迎、徳松分与呉候錢者盜取候儀と乍承、貰請遣捨候段、不届ニ付、敲可申付候

哉

右者御城代土屋采女正殿御附札

2 嘉永四年五月 無宿長吉外六人、強盜并盜もの又

ハ怪數品売払世話料貰受・盜一件

(表紙)

「五月廿二日下

同 廿七日落(朱書)

盜・強盜并盜もの

一又ハ怪數心付候品売払

一件

遣、世話料貰受

一盜

柴田日向守」

無宿

馬の

去戌八月廿六日入牢

長 吉
亥式拾九歳

此もの盗いたし、去々酉十二月十六日入墨之上重敲申付候ものニ御座候

同

堀江の

安 藏

亥三拾老歳

此もの北堀江五丁目阿波屋武兵衛日雇安藏与申候節致盜、去々酉正月十八日入墨之上重敲、其後當時之名前ニ而不届有之、去戌八月三日重敲之上重追放申付候ものニ御座候

(附札)

「此長吉・安藏儀、伺之通

長吉者獄門、安藏者死罪

可被申付候」

右長吉・安藏義、先達而盗いたし、兩人共入墨之上重敲、安藏ハ猶不届有之、重敲之上重追放申付候身

分不愼、長吉儀行衛不知異名奈良・同岡・同江戸・同力松等追々手合を替申合、所々人家土蔵之戸切破、裏口之戸固辞明這入、又ハ同様明掛有之内江入、夫々盗いたし、其上安蔵ハ御構場江立入、此もの共并死亡岩吉申合、北堀江四丁目人家江も同様這入り折柄、家内之もの起合相咎候迎、銘々鑿・割木・庖丁等取持、長吉頭取、金銀可差出、声立候ハ、可殺旨、家内之ものを申威、盗いたし候段、強盜之仕方不届至極ニ付、長吉ハ獄門、安蔵ハ死罪可申付候哉

無宿
兵庫の
松 蔵
去戌八月廿六日入牢
此もの盗いたし、去々西
十月廿七日入墨之上重敲
申付候ものニ御座候

(附札)
「此松蔵儀、伺之通敲之上
輕追放可被申付候」

右松蔵儀、先達而致盜、入墨之上重敲申付候身分ニ

而、長吉ハ持運之上売払之儀被頼候品ハ人家江忍入盜取候趣乍承、世話料可貰受欲心ニ迷引受、持運遣、世話料貰受候段、不届ニ付、敲之上輕追放可申付候哉

亥二月廿四日入牢

無宿
早嶋の
倉 吉
亥拾八歳

(附札)
「此倉吉儀、伺之通入墨
之上重敲可被申付候」

右倉吉儀、人家裏口之戸明掛有之内江入、致盜候段、不届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉

亥二月廿四日入牢

無宿
大工の
伊右衛門
亥四拾七歳
此もの無宿船大工の伊右衛門与
申候節、於堺致盜、去々西正月
廿九日入墨之上重敲相成候旨
申立候付、石谷因幡守江及掛合
候処、無相違旨申越候

(附札)
「此伊右衛門儀、伺之通重敲」

可被申付候」

右伊右衛門儀、先達而致盜、於堺入墨之上重敲相成
候身分ニ而、倉吉令売払之儀被頼候品ハ同人身分不
相応之品ニ而怪敷ハ乍心付、欲心ニ迷ひ引受、売払
遣、世話料貰受候段、不届ニ付、重敲可申付候哉

無宿

上町の (朱書)

亥二月六日入牢

勘兵衛「死」

亥三拾四歳

(附札)
「此勘兵衛儀、伺之通

死罪可被申付候」

右勘兵衛儀、武家屋敷門内ニ屈居、家内寝入りを考、
座敷雨戸固辞明這入、盗いたし候段、不届ニ付、死
罪可申付候哉

無宿

西宮の

亥三月七日入牢

常吉

亥拾九歳

(附札)
「此常吉儀、伺之通

入墨之上重敲可被申付候」

右常吉儀、人家壁破より潜り入、銀札銭等盗取候段、
不届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉

右ハ御城代土屋采女正殿御附札

3 嘉永四年五月 無宿常吉外九人、怪敷品売払・盗

届状内之金高盗取一件

(表紙)

亥五月廿七日落着

怪敷心付候品売払遣

一 食物振舞受、猶同様之儀
被頼、品所持いたし

一 盗 一件

一 届状持越候途中封印

一切解、右内之金高盗取、逃去

一 預之もの取逃并右ニ引合候者

本多加賀守」

無宿

亥正月晦日入牢

髮結の

常 吉
亥式拾六歳

(附札)
「此常吉儀、伺之通

敲可被申付候」

右常吉儀、行衛不知勝吉ク売払之儀被頼候品ハ同人
身分不相応之品ニ而怪敷与乍心付、引受、質入いた
し遣、為会釈食物振舞受、其後も同様売払之儀被頼、
是又引受、品所持罷在候段、不届尔付、敲可申付候
哉

無宿

髮結の

亥正月廿五日入牢

善 吉
亥三拾八歳

同

おさ屋の

同 断

藤 吉
亥四拾四歳

同

今福の

同 断

清兵衛
亥式拾六歳

(附札)
「此善吉外式人儀、伺之通

藤吉者入墨之上重敲、

善吉・清兵衛も存命ニ候ハ、

同様可申付者ニ候段、一件

之もの江可被申渡候」

右善吉外式人儀申合、人家裏口之戸明掛有之内江入、
盗いたし候段、不届ニ付、一同入墨之上重敲可申付
候哉

南久太郎町老丁目

播磨屋藤兵衛支配

借屋

大黒屋六藏下人

亥正月廿七日入牢

太 助
亥式拾三歳

(附札)

「此太助儀、伺之通大坂

三郷町中引廻之上死罪

可被申付候」

右太助儀、飛脚渡世六藏方ニ奉公中、届物取扱候身分
分尔而同人申付、外町人共ニ差越候金子入書状式通、
和州表江持越候於途中、右両通書状封印切解、都合
金七拾両盜取、右之内遺捨、殘金所持罷在候段、別
而不届ニ付、大坂町中引廻之上死罪可申付候哉

設楽八三郎御代官所

摂州西成郡上福嶋村

播磨屋庄兵衛借屋

塩屋

所 預

清 兵 衛

亥六拾壹歳

同村

同借屋

青田屋

同 断

吉 兵 衛

亥七拾歳

(附札)

〔此清兵衛・吉兵衛儀、伺

之通駒吉行衛三十日宛

三切尋申付、不尋出候ハ、

清兵衛者過料三貫文申付、

吉兵衛者急度叱り置可被申候」

右清兵衛・吉兵衛儀、預申付置候駒吉を番いたしな
から、吉兵衛ハ清兵衛を夜交代之番人呼ニ参り、跡
ニ而清兵衛儀致油断、駒吉を取逃候段、不埒ニ付、
同人行衛三十日宛三切尋申付、不尋出候ハ、清兵衛
ハ過料三貫文申付、吉兵衛ハ急度叱り置可申候哉

前書

播磨屋

他 参 留

庄 兵 衛

亥五拾三歳

鍛路屋

和 助

亥六拾五歳

同 断

(附札)

〔此庄兵衛・和助儀、伺之通

兩人共急度叱り置可被申候」

右庄兵衛・和助儀、預之もの番ニ当り候節、商用又
ハ病氣等ニ而代番ニ差出候清兵衛・吉兵衛儀、駒吉
を取逃候段、申付方疎放之儀不念ニ付、兩人共急度
叱り置可申哉

前書
上福嶋村
庄屋
年寄

無宿
新蔵事
去戌九月廿二日入牢
富蔵
同十一月朔日病死
(年齢不詳)

(附札) 「此庄屋・年寄儀、伺之通

(附札) 「此富蔵儀、伺之通存命ニ候ハ、死罪

庄屋者急度叱り置、
年寄者叱り置可被申候」

可申付者ニ候段、一件之もの江可被
申渡候

右庄屋・年寄儀、預申付置候駒吉を番人共油断いた
し取逃候段、兼而申付方疎放之儀不念ニ付、庄屋ハ
急度叱り置、年寄ハ叱り置可申哉

一 朱書之内五兵衛・仁三郎・市左衛門・
源右衛門儀、一同取替金損失之上、
急度叱り置可申処、訴出候ニ付、

右ハ御城代土屋采女正殿御附札

取替金損失申付、不及咎段可被申渡候」

4 嘉永四年六月 無宿富蔵、街取一件

(表紙)
亥六月三日下ル
同七日落(朱書)

致街取候もの一件

柴田日向守

右富蔵儀、身分不詰ニ候迎、兼而及承候名前を申、
手段を以街事可致与存付、九兵衛外拾壹人方江罷越、
紀州尾鷲浜沖、八兵衛外五人名前并右名前之内下人
手代扨与申偽、国許より積登候品売払度旨、無跡形
引合附置、又者品々直組致注文候、先々等ニ而取寄
候品々内、猶又手段を以五兵衛外三人江相預、夫々
金品取替申聞候上、右注文之品取寄候節、再度同品

及注文、持参之分預り置、或者荷造申付、右入用之品取ニ為婦置候内、品持退、市郎左衛門方ニ而者下人を借、太兵衛方江□行、品買取、代銀右下人方ニ而請取候様申聞、右口々取替之金品并都合銀高之品等銜取候始末、不届ニ付、存命ニ候ハ、死罪可申付ものニ候段、一件之者江可申渡候哉

右著御城代土屋采女正殿御附札

5 嘉永四年六月 無宿虎吉外九人、強盜・盜并盜物
売払世話料貰請・怪敷品買取徳用取候一件

〔表紙〕
亥六月十六日下
同 十八日落着

一強盜

盜并盜物与心付候品売払遣
一世話料貰請、又者怪敷 一件
心付候品利欲ニ迷買取
徳用取候もの

柴田日向守

去戌十二月廿二日入牢

無宿
大坂の

虎 吉
亥三拾四歳

〔朱書〕
「此ものすしやのとら吉与申候節致盜、去戌五月十三日入墨之上重敲申付候ものニ御座候」

同

大坂の

定 吉

亥式拾三歳

〔朱書〕
「此もの致盜、去戌五月二日入墨之上重敲申付候ものニ御座候」

同

播州の

〔朱書〕
喜 助「死」

亥式拾七歳

〔附札〕
「此虎吉外式人儀、

伺之通三人共死罪

「可被申付候」

右虎吉外式人儀、虎吉・定吉者先達而致盜、入墨之上重敲申付候身分不慎、此もの共申合、小濱町人家横手壁打毀這入候折柄、家内之者起合、相咎候由、盜賊候付、金銀可差出旨、銘々詞突ニ申聞、致盜候段、不届ニ付、三人共死罪可申付候哉

去戌十一月廿五日入牢

無宿

辰之助

亥拾六歳

同

同断

定吉

亥拾九歳

同

大坂の

同断

藤吉

亥廿六歳

同

京都の

同断

政吉

亥拾九歳

同之通辰之助外式人者

入墨之上重敲、政吉者

「敲可被申付候」

右辰之助外三人儀、辰之助老人立、又者追々手合を替申合、所々人家表戸明懸有之内江入、致盜、或者浜先ニ活有之鱧盜取候段、不届ニ付、辰之助外式人者入墨之上重敲、政吉者敲可申付候哉

去戌十一月廿五日入牢

無宿

北濱の

音次郎

亥拾九歳

(朱書)

「此もの盗いたし、六ヶ年以前午五月廿五日入墨之上重敲可申付候、幼年之儀ニ付、入墨申付候ものニ御座候」

同

江戸の万兵衛事

萬次郎

亥三拾五歳

同断

(朱書)

「此もの盗いたし、去戌十一月二日入墨之上重敲申付候ものニ御座候」

(附札)
「此辰之助外三人儀、

(附札)

「此音次郎・万次郎儀、

伺之通兩人共重敲

可被申付候」

右音次郎・萬次郎儀、先達而盗いたし、音次郎者入墨之上重敲可申付処、其節幼年ニ付、入墨、萬次郎者入墨之上重敲申付候身分ニ而、辰之助より売払之儀被頼候品者同人身分不相応ニ而盗物ニも可有之与乍心付、欲心ニ迷、売払遣、世話料貰受遣捨候段、不届ニ付、兩人共重敲可申付候哉

去戌十一月廿五日入牢

当時無宿

善兵衛

亥五拾五歳

右善兵衛儀、辰之助分買取候品盗物与不承候とも出所怪敷乍心付、利欲ニ迷、買取売払、徳用取、又者着用いたし候段、不届ニ付、所払可申付処、無宿之儀ニ付、大坂三郷払申付候べく候哉

右者御城代土屋采女正殿御附札

大坂町奉行吟味伺書の考察(一)

6 嘉永四年六月 当時無宿弘道外四人、盗・賭勝負

一件

(表紙)

亥六月十三日下

同 十八日落着

一盗

一賭勝負

一件

本多加賀守

」

当時無宿

去戌十二月廿二日入牢

弘道

亥三拾才

(附札)

「此弘道儀、伺之通

入墨之上重敲可被申付候」

右弘道儀、寺院本堂又者境内歎喜天堂之戸明懸有之内江入、度々盗いたし候段、不届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉

無宿

三番の

亥三月十八日入牢

常次郎

亥三拾才

此もの無宿三番の常蔵与申候節

致盜、去々酉十二月三日敲申付候ものニ御座候

亥四月十八日入牢、申口相分
同月廿一日宿所預

重兵衛
亥廿二才

(附札) 「此常次郎儀、伺之通

入墨之上重敲可被申付候」

右常次郎儀、先達而致盜、敲申付候身分不慎、行衛不知藤吉申合、人家裏口之戸明掛有之内江入、致盜候段、不届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉

亥三月廿五日入牢

無宿
丹波の
龜藏
亥四拾六才

(附札) 「此龜藏儀、伺之通

入墨之上重敲可被申付候」

右龜藏儀、所々人家軒下又者寺院境内茶所入口ニ有之品盜取、或者人家表之戸明掛り有之内江入、致盜候段、不届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉

天満夫婦町
松屋弥七借屋
岩田屋

(附札) 「此重兵衛儀、伺之通

敲可被申付候」

右重兵衛儀、行衛不知伊太郎申合、御法度を背往來人を集、輕賭致勝負候段、不届ニ付、敲可申付候哉

天満長柄町
年寄
河内屋
長兵衛
亥三拾七才

(附札) 「此長兵衛儀、伺之通

急度叱置可被申候」

右長兵衛儀、町内辻合ニ而賭勝負有之儀不存罷在候段、不念ニ付、急度叱り置可申候哉
右者御城代土屋采女正殿御附札

7 嘉永四年七月 越中屋勘兵衛外十人、金高之鼈甲粉類質入之世話いたし候一件

〔表紙〕

亥 七月十九日落着

金高之鼈甲粉類質入之世話
いたし、其上取込之品与承ながら
返済銀之代りニ受取并右ニ携候
もの共一件

柴田日向守

他参留

江取替銀有之迎、返済之代りニ同人江品者外方ニ而取込候趣乍承、同人所為ニ候上ハ此もの右ニ不携儀ニ付、不苦与存、請取、質入いたし代銀遣捨候段、不届ニ付、敲可申付候哉

設案八三郎御代官所

摂州西成郡曾根崎村

片江屋

物 助

亥四拾四歳

同村

近江屋

利 助

亥五拾七歳

天満摂津国町

柳屋勘兵衛支配借屋

江戸屋

勘 四 郎

亥二拾歳

内本町橋詰町

絵具屋吉兵衛借屋

鴻池屋

安 兵 衛

亥四拾四歳

所 預

天満摂津国町

柳屋勘左衛門支配借屋

越中屋

勘 兵 衛

亥五拾歳

同 断

同 断

同 断

同 断

同 断

〔附札〕
「此勘兵衛儀、重敲
可被申付候」

右勘兵衛儀、兼而触渡之趣致忘却、死亡善兵衛分被頼、高料之鼈甲粉類質入之口次いたし遣、其上同人

〔石町〕

大津屋次郎吉借屋
竹屋安兵衛女房

同断

ふみ
亥五拾歳

〔同町〕

同借屋

伊予屋

同断

伊兵衛
亥三拾六歳

京橋五丁目

播磨屋権兵衛支配

借屋

和泉屋

同断

重兵衛
亥三拾五歳

〔附札〕

〔此惣助外六人儀、

一同過料拾貫文宛

可被申付候〕

右惣助外六人儀、惣助外式人者勘兵衛、安兵衛外三

人者死亡善兵衛申聞候趣実事与心得、頼之趣聞請、

兼而触渡之趣忘却いたし、高料之鼈甲粉類売払、又

者質入之口次・置主・証人等ニ相成遣候段、不埒ニ付、

一同過料五貫文ツ、可申付候哉

〔設楽八三郎御代官所

摂州西成郡川崎村

藤屋

小兵衛

亥五拾壹歳

高麗橋壹丁目

越後屋

重右衛門

亥四拾九歳

弥兵衛町

升屋

藤兵衛

亥三拾八歳

〔附札〕

〔此小兵衛外式人儀、

伺之通三人共質代金銀

損失之上過料三貫文宛

可被申付候〕

右小兵衛外式人儀、兼而触渡之趣致忘却、高料之體

甲粉類質物ニ取候段、不埒ニ付、三人共質代金銀損

失之上過料三貫文ツ、可申付候哉

右者御城代土屋采女正殿御附札

8 嘉永六年四月 無宿廣次外七人、強盜・盜一件

〔表紙〕
丑四月五日落着〔朱書〕

一強盜

一盜 一件

佐々木信濃守

無宿

銅山の

丑二月廿八日入牢

廣次

丑貳拾六才

同

遠州の

同断

富吉

丑貳拾五歳

同

播州の

同断

梅吉

〔附札〕
「此廣次外式人儀、伺之通

三人共死罪可被申付候」

右廣次外式人儀、行衛不知友吉申合、盜可致与撰州

池田村人家壁を破掛候折柄、家内之もの起合、太鼓

を打候付、心憎存、友吉頭取、銘々石を以、表之戸

を打外押入、同人儀脇差を抜、家内之者江疵為負候

上、金銀可差出、声立候ハ、可殺旨申威、錢盜取、

又者此者共申合、人家土蔵之戸明掛有之内江入、致

盜候段、不届ニ付、三人共死罪

無宿

箱屋の

去十二月廿二日入牢

しす 丑四拾四才

〔附札〕

「此しす儀、伺之通入墨

之上重敲可申付処、女

之儀ニ付、入墨之上百日

過怠牢可被申付候」

右しす儀、行衛不知いせ申合、所々呉服商店江罷越、致買物候鉢ニ仕成、目問見合、縮緬裂反物等盜取候段、不届ニ付、入墨之上重敲可申付処、女之儀ニ付、入墨之上百日過怠牢

丑正月十九日入牢

無宿
仏具屋の

卯之助
丑式拾四歳

(附札)
「此卯之助儀、伺之通

敲可被申付候」

右卯之助儀、人家裏口戸之透分手を入、致盜候段、不届ニ付、敲

丑二月廿七日入牢

無宿
撫養の

伊脊吉
丑拾九歳

(朱書)

「此もの、盜又ハ不届有之、去子□月

廿九日入墨之上重敲、同十一月十八日

重敲申付候者ニ御座候」

(附札)
「此伊脊吉儀、伺之通

死罪可被申付候」

右伊脊吉儀、先達而致盜、入墨之上重敲、其後不届有之、重敲申付候身分不届、所々人家納屋表之戸明掛有之内江入、或竹垣三千有之衣類等盜取候段、不届ニ付、死罪

丑二月廿七日入牢

無宿
坊主

搜 玄
丑式拾四歳

(附札)
「此搜玄儀、伺之通

敲可被申付候」

右搜玄儀、寺院玄関入口ニ有之品盜取候段、不届ニ付、敲

丑二月廿四日入牢

無宿
大坂の

富 吉
丑拾九歳

(附札)
「此富吉儀、伺之通入墨
之上重敲可被申付候」

右富吉儀、所々人家納屋之戸明掛有之内江入、致盜
候段、不届ニ付、入墨之上重敲

右者御城代土屋采女正殿御附札

9 嘉永六年四月 無宿伊助外十一人、盜・博突一件

(表紙)
「
丑三月十九日進達
同四月六日落着(朱書)

一 盜 一件
一 博突 一件

佐々木信濃守」

無宿

越前の

丑正月十九日入牢

伊助
丑三拾九歳

(附札)
「此伊助儀、伺之通

敲可被申付候」

右伊助儀、人家裏口竿ニ千有之衣類等盜取候段、不
届ニ付、敲

無宿

河内の

丑二月十六日入牢

伊兵衛
丑貳拾四歳

(附札)
「此伊兵衛儀、伺之通

入墨之上重敲可被申付候」

右伊兵衛儀、所々人家壁之破レ合潜り入、金錢衣類
等盜取候段、不届ニ付、入墨之上重敲

無宿

讃岐の

丑二月十七日入牢

儀助
丑貳拾五歳

(附札)

「此儀助儀、伺之通大坂

三郷町中引廻之上死罪

可被申付候」

右儀助儀、所々人家二階雨戸・土藏之戸明掛有之内
江入、又者土藏屋根鋸を以数度切破這入、金銀錢品

等盜取候段、不届ニ付、大坂三郷町中引廻之上死罪
可申付候哉

摂州兵庫津

西柳原町

粉屋たつ代判

嘉兵衛同居

丑二月廿四日入牢申口相分

同三月五日下午宿所預

幸左衛門
丑四拾七歳

同断東柳原町

岩間屋兵左衛門

借屋

菽屋

同断

源兵衛
丑四拾六歳

同断南仲町

山田屋新兵衛借屋

須磨屋

同断

文次郎
丑三拾六歳

同断永沢町

北風伊平次同居倅

同断

辰次郎
丑四拾壹歳

同断西出町

飭屋

長七

丑四拾壹歳

同断

同断南仲町

岩間屋甚兵衛借屋

塩屋

同断

太郎兵衛
丑三拾九歳

同断南出町

鍛冶屋忠兵衛同居父

同断

利左衛門
丑四拾三歳

(附札)

「此幸左衛門外六人儀、伺之通

一同重敲可被申付候」

右幸左衛門外六人儀、御法度を背、行衛不知利助一

同手合シ申、金式朱賭之かるた博奕度々いたし候段、

不届ニ付、重敲

前書

粉屋しゆた代判

儀兵衛

丑五拾四歳

二 東京大学法学部法制史資料室蔵 大坂町奉行吟味伺書

(附札)
「此儀兵衛儀、伺之通」

過料三貫文可被申付候」

右儀兵衛儀留守中、幸左衛門其外之もの共寄集かるた博突いたし候を不存罷在候段、不念三付、過料三貫文

右しゆた代判

儀兵衛家主

油屋

太兵衛

丑四拾壹歳

(附札)
「此太兵衛儀、伺之通」

急度叱置可被申候」

右太兵衛儀、借屋内ニ而かるた博突致候儀を不存罷在候段、不念三付、急度叱り置

右者御城代

土屋采女正殿御附札

伺書

1 安政六年九月 当時無宿文七外三人、盜・構場江立入候上盗物持退・かたり一件

立入候上盗物持退・かたり一件

(表紙)

「安政六年九月五日差出、九月廿一日差戻、九月廿六日

承附出(朱書)

一 盜

一 構場江立入候上

一 盗物持退

一件吟味伺書

一 かたり

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡

承知仕候

未九月廿一日

久須美佐渡守」

当時無宿辰蔵事文七外三人、盜并御構場江立入候上、盗物持退或かたり一件吟味仕候趣、左之通御座候

当時無宿

辰蔵事

当八月十八日入牢

文 七

宋三拾九歳

(朱書)

「此者撰州柴嶋村百姓忠兵衛同居倅辰藏与申候節、盗いたし、拾九年以前丑七月五日敲申付候もの二御座候」

(黄紙下ケ札)

「此文七儀、先達而盗いたし、敲申付候身分不愼、所々人家表口二千有之品盗取候段、不届ニ付、入墨可申付候哉」

(附札)

「此文七儀、伺之通

入墨可被申付候」

右之者吟味仕候処、去午三月十七日撰州柴嶋村人家表

口三千有之候木綿小蒲团三帖盗取

(朱書)

「右被盜主者百姓大吉ニ而、其節訴出申口符合仕候」

当五月五日同村人家ニ而も同様白木綿八疋盗取

(朱書)

「右被盜主者百姓仁兵衛ニ而訴出申口符合仕候」

慥成品之由申偽、蒲团三帖者兼而知人同州薬師堂村伊

勢屋吉兵衛江代金壹分壹朱与錢三百文ニ売払、右代金

錢当座ニ遺捨、白木綿八疋者同人江預ケ置候処、被捕

候由申之候

(朱書)

「右吉兵衛相札候処、申口符合仕、古手屋渡世いたし罷在候由申之、代金錢并売徳錢又者預り置候品共差出、馴合候筋不相聞候得共、買取候節証人無之、又者出所不札之品預り置候段、不念ニ付、売徳錢并預り置候品取上、代金錢損失申付候上、急度叱置可申与奉存候、且右差出候品取上置、直様申付候処、銀百廿目御座候」

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

当八月十九日入牢

当時無宿

弥三郎

未廿四歳

(黄紙下ケ札)

「此弥三郎義、人家店先ニ有之品盗取候段、不届ニ付、敲可申付候哉」

(附札)

「此弥三郎儀、伺之通

敲可被申付候」

右之者吟味仕候処、当八月十二日河州石原村人家店先
ニ有之候衣類物數五品盜取

(朱書)

「右被盜主者百姓八兵衛死跡後家てるニ而訴出申口

符合仕候」

右品可売弘与存、所持之儘当表江立入候処、被捕候由
申之候

(朱書)

「右所持之品取上置、直積申付候処、銀貳拾三匁御

座候」

右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

無宿

松山の

当八月十九日入牢

常吉

未廿四歳

(朱書)

「此者盜又者不屈有之、九年以前

亥十二月十九日入墨之上重敲、

当六月廿六日入墨入直、重追放

申付候ものニ御座候」

(黄紙下ケ札)

「此常吉儀、先達而盜又者不屈有之、入墨之上重敲、

入墨入直重追放等申付候身分不慎、御構場江立入候

而已ならず行衛不知寅吉申合、此もの者其節々途中

ニ待受罷在候内、寅吉義所々人家表之戸明掛有之内

江入、錢品盜取来候を俱々持退、右錢并品売代錢等

分ヶ取候段、不屈ニ付、敲之上重追放可申付候哉」

(附札)

「此常吉儀、伺之通

敲之上重追放

可被申付候」

右之者吟味仕候処、脇書之通御仕置受候後者泉州路ニ
罷在候得共、身分難決ニ而難立行、摂州路ニ者知人有之、
面会合力可相頼与存、竊ニ同州地内江立入、未面会不
致折柄、於途中兼而知人無宿京の寅吉与申ものニ出会
候処、同人儀盜ニ罷越候間、同道可致旨申勸候ニ同意
いたし候得共、此者者右鉢御仕置受居候身分ニ付怖敷
存、其場江者不相越、其節々途中迄付添ニ參、待受罷
在候内、寅吉儀当八月七日同月十日摂州九條村人家貳

ケ所ニ而表之戸明掛有之候内江入、手元ニ有之候錢七貫
六百文与瑪瑙緒ノ玉数四拾弍、衣類物数拾壹品盜取、
此もの待受居候場所江持參候を俱々持退

(朱書)

「右被盜主者長門屋佐兵衛・鷲屋宇七ニ而夫々訴出

申口符合仕候」

右品之内緒ノ玉弍与七品者往来之古手買江代錢弍貫九
百文ニ売払、右代錢又者寅吉盜取候錢共同人分ケ取、
右分ケ取候錢金子与引替、追々遺捨、殘金壹分壹朱并
殘品之内緒ノ玉三拾八与弍品者此もの所持いたし、其
余之品者寅吉持退候処、被捕候由申之候付

(朱書)

「右寅吉行衛并往来之古手買名所相知不申候付、寅

吉者捕方手当申付置候、且右所持之金品取上置申

候」

実者此者も俱々盜相働候義ニ可有之与重々吟味仕候処、
曾而右様之義無之由申之候得共、右始末不屈之旨吟味
詰候処、無申披由申之候

内本町弍丁目

近江屋京藏支配借屋
灘屋栄吉代判治兵衛

日雇

勘 兵 衛

未三拾六歳

下宿所預

当八月十六日入牢
同月廿一日重病ニ付

(黄紙下ケ札欠)

(附札)

「此勘兵衛儀、伺之通

入墨敲可被申付候」

右之者吟味仕候処、唐物町壺丁目和泉屋藤次郎与者兼
而心易いたし合罷在、同人儀銀子入用之義有之候得共、
近頃手元不融通ニ而調達難出来候間、此者手寄ニ而借
入之世話いたし呉候様被相頼候付、難黙止存候ニ付而
者安土町弍丁目炭屋安兵衛召仕手代弥七儀者此者知人
ニ付、藤次郎合被頼候次第弥七江申聞、同人取持を以
安兵衛合右銀子借出遣呉度旨及頼談候処、弥七義折を
見合、右之趣主人安兵衛江頼込可試旨申呉候付、其段
藤次郎江申聞置候後、弥七江右之否相尋候処、安兵衛
義藤次郎者知人ニも無之義ニ付、銀子貸渡候義難出来

間、程能及断候様申間候由、弥七申述、案内ニ存候得共、無致方藤次郎江無氣ニ申断候も氣之毒ニ付、猶外方ニ而借入之世話いたし可遣与弥七分断受候次第者藤次郎江押包、右銀子借出方之先々聞繕罷在候折柄、此者も金子急入用之義出来色々才覚いたし候得共、難渋之手元故、調達方ニ差詰心配之余、与風悪心差発、当五月十九日藤次郎方江罷越、最前申置候通、弥七取持を以安兵衛分銀子借出之義追々頼聞及引合候処、同人義承知いたし、不日ニ銀子取引可相成様子ニ有之、然ル処、弥七義主人江内証ニ而一己ニ金子入用之儀出来候処、差掛候義ニ付、調達相成兼候間、右借入之銀子取引相成候節者、藤次郎分弥七江其内分借いたし候積之証文差入候間、暫之処金子取替之儀、此者を以藤次郎江頼談いたし呉候様、弥七分被頼候事之由申欺候処、藤次郎承知いたし、同人手元ニ有合候由を以金九兩三分老朱与錢百三拾文相渡候付、此者分藤次郎宛之仮請取書相渡、追而弥七分右之趣之証文為差入可申旨申偽、右金錢かたり取

大坂町奉行吟味何書の考察(一)

(朱書)

「右藤次郎儀、勘兵衛分受取置候仮受取書差出、弥七申合、本文之次第訴出申口符合仕候、且仮請取書取上置申候」

右金錢不残当座ニ遣捨候処、被捕候由申之候付、右之外ニも品々巧を以多分之金錢等かたり取候義口々可有之与重々吟味仕候処、曾而右様之義無之由申之候得共、右始末不屈之旨吟味詰候処、無申披由申之候

(朱書)

「一前書口々取上置候金錢品追而落着之節被盜主共江可渡遣与奉存候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ札を以相伺申候、以上

未九月

久須美佐渡守

2 安政六年十二月 無宿亀吉外六人、追剥并入墨を消紛掛候上盜品持退・構場江立入・構場江立入候上盜品買取・取逃一件

(表紙)

「安政六未年十二月九日差出、同月廿五日指図、翌申正

月廿九日承附出(朱書)

一 追剥并盜

一 入墨を消紛掛
候上盜品持退

一 構場立入

一件吟味伺書

一 構場江立入候上盜
品与乍承買取

一 取逃

書面御附札之通、御仕置可申付旨被仰渡承知仕候

未十二月廿五日

久須美佐渡守 一

無宿鳥羽の亀吉外六人追剥并入墨を消紛掛候上、盜品持退、又者構場江立入、或構場江立入候上、盜品与乍承買取致取逃候一件、吟味仕候趣、左之通御座候

無宿

鳥羽の

当十一月七日入牢

同月廿一日病死

亀 吉

(年齢不詳)

(黄紙下ケ札)

「此亀吉儀、所々大道ニ而往来之男女を捕、出刃庖丁を携、所持之金品可差出、声立候ハ、可突殺旨申候し、右之者とも着用之衣類剥取候而已ならず、人家表之戸建寄有之を明ケ、又者明掛り有之候内江入、盗いたし、或者浜先竿ニ掛干有之品をも盜取候段、別而不届ニ付、存命ニ候ハ、獄門可申付者ニ候段、一件之者江可申渡候哉」

(附札)

「此亀吉儀、伺之通

存命ニ候ハ、獄門

可申付者ニ候段、一件

之者江可被申渡候」

右之者吟味仕候処、当十月十三日幸町三丁目辺大道ニ而往来之男を捕、出刃庖丁を携、所持之金品可差出、声立候ハ、可突殺旨申候し、右之男着用之衣類三品剥取

(朱書)

「右被剥取候者相知不申候」

同月十五日南堀江式丁目人家表之戸建寄有之を明這入、衣類物数七品盜取

(朱書)

「右被盜主者大和屋弥兵衛ニ而訴出申口符合仕候」

同月十八日南渡邊町刃大道ニ而も往來之女を捕、出刃庖丁を携、所持之金品可差出、声立候ハ、可突殺旨申威し、右之女着用之衣類式品剝取

(朱書)

「右被剝取候者相知不申候」

同月廿日当表之内町名不存浜先竿ニ掛干有之候衣類物数四品盜取

(朱書)

「右被盜主相知不申候」

同十一月三日同様町名不存人家表之戸明掛り有之候内江入、物数式品盜取

(朱書)

「右被盜主相知不申候」

盜物之由申明し、六品者兼而知人無宿穢多弥七江代金式朱与錢五百文、壹品者慥成品之由申偽、是又知人長町七丁目山家屋久右衛門江代錢壹貫文、六品者往來之

古手買江代錢四百文ニ売払、右売代金錢当座ニ遣捨、其余之品所持いたし居候処、被捕候由申之候付

(朱書)

「右久右衛門相糺候処、申口符合仕、古手屋致渡世

罷在、売代売徳錢とも差出、馴合候筋不相聞候得共、買取候節証人無之、不念ニ付、売徳錢取上、代錢損失可申付与奉存候、尤往來之古手買名所相知不申候、且所持之品取上置申候

一 右弥七吟味詰、次之ヶ条ニ申上候」

右之外ニも手強之及所業、盗いたし候義、口々可有之与重々吟味仕候処、曾而右様之義無之由申之候得とも、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披誤入候由申之候、然ル処病死仕候

無宿

穢多

当十一月七日入牢

弥 七
未六拾九歳

(朱書)

「此者摂州穢多村中之町八幡屋弥七与申候節、怪敷心付候品買取売払、徳用取候依科、四年以前辰四月廿

追放可申付処、穢多之儀

尔付、当表穢多村年寄江

引渡、右相当之仕置

可申付旨、可被申渡候」

右之者吟味仕候処、脇書之通御仕置請候後者、泉州路ニ而働稼いたし罷在候処、無扨用向有之、当表二者知人有之可致面談与存、竊ニ当表江立入、いまた面会不致内、当十一月四日兼而知人前書亀吉ニ出会候節、同人義盜物之由申明し衣類物数六品致所持、買取呉候様申之候付、如何之義与心付候得とも、買取売払、徳用可致与欲心ニ迷ひ、右品数代金式朱与錢五百文ニ買取候後、三品者右体之品与者不申聞、往来之古手買江代錢壹貫百文ニ売払、壹品者取捨、其余之品所持いたし所々立廻り、売先聞繕居候内被捕候由申之候

(朱書)

「右往来之古手買名所、又者取捨候場所相知不申候、

尤所持之品取上置申候」

右之外ニも同様之品買取、徳用取候義可有之与重々吟

(黄紙下ヶ札)

「此弥七儀、先達而不届有之、所払、大坂三郷を構、

江戸払等可申付処、穢多之儀ニ付、度每当表穢多村年寄江引渡、夫々相当之仕置可申付旨申渡候身分不愼、無宿相成、構場江立入候而已ならず、亀吉より買取呉候様申聞候品者、同人盜物之由乍承、欲心ニ迷ひ、右品買取売払、又者取捨、或者所持いたし居候段、不届ニ付、摂河兩國を構、江戸拾里四方追放可申付処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、右相当之仕置可申付旨、可申渡候哉」

(附札)

「此弥七儀、伺之通摂河

兩國を構、江戸十里四方

味仕候処、曾而右様之義無之由申之候得とも、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

無宿

京の

当十一月二日入牢

清兵衛

同月七日重病ニ付、高原溜預

未三拾歳

(朱書)

〔此者無宿京の傳兵衛与申候節

盗いたし、当五月十一日京都

おゐて入墨之上重敲、洛中洛

外払相成候旨申立候付、小笠

原長門守江及問合候処、無相

違由申越候〕

(黄紙下ヶ札)

〔此清兵衛儀、先達而盗いたし、京都おゐて入墨之上

重敲、洛中洛外払相成候身分不慎、右体入墨有之候

而者人交難相成存、皮肉腐爛いたし候膏藥を張、右

入墨を消紛掛候而已ならず、無宿体之男申合、此者

者右体御仕置受候身分ニ付、怖敷存、途中ニ待請候

内、右之男儀明借屋之戸明掛り有之候内江入、二階

江上り、屋根江出、夫々隣家二階椽先雨戸明掛り有

之候内江入、金銭品盗取、此者待受居候場所江持参候を俱々持退、配分受候段、不届ニ付、入墨入直し、大坂三郷を構、江戸払可申付候哉〕

(附札)

〔此清兵衛儀、入墨之上

大坂三郷を構、江戸払

可被申付候〕

右之者吟味仕候処、脇書之通御仕置受候後者所々ニ而

働稼いたし候得共、右体入墨有之候而者人交難相成存、

当表之内地名不存薬屋ニ而皮肉腐爛いたし候膏藥を買

調、自分与入墨ニ張消紛掛候処、存外消兼候付、其儘

ニいたし置、猶も働稼いたし居候内、当十一月朔日於

途中、顔見知居候迄ニ而名所不存年頃式拾五六歳計無

宿体之男ニ出会候処、右之者義盜ニ罷越候間、同道可

致旨申之候得共、此者者右体御仕置受候身分ニ付、怖

敷存申断候得とも、右之もの義強而相勧候ニ付而者、

小遣錢ニ差支居候折柄ニ付、与風致同意連立参、此も

の者途中ニ待受居候内、右之もの義当表油町三丁目明

借屋之戸明掛り有之候内江入、二階江上り屋根江出、夫々隣家二階椽先之雨戸明掛有之候内江入、手元ニ有之候金壹兩貳朱、当百錢六枚、小錢六拾文、衣類拾品盜取、此者待受居候場所江持參候を俱々持退

(朱書)

「右被盜主者石川屋新兵衛ニ而訴出申口符合仕候」

右品売捌方等之義者此者引受、慥成品之由申偽、四品者兼而知人綿袋町河内屋弥七相頼、同人口次を以、南谷町菊屋万次郎江代金壹兩壹分壹朱与錢貳百文、壹品者往来之古手買江代錢七百文ニ売払、壹品者豊後町備前屋鹿藏相頼、同人置主、徳井町沖濱屋治兵衛判組を以、質屋近江町日野屋傳三郎代判貞八方江代錢八百文之質物ニ差入貰、右質代売代并盜取候金錢之内半方、此者配分請候金子之内三朱与売残之品所持いたし、其余之金錢不残当座ニ遺捨候処、被捕候由申之候

(朱書)

「右弥七外三人相札候処、申口符合仕、清兵衛申聞

候趣実事与存、万次郎者古手屋渡世いたし、売代

売徳金錢共差出、鹿藏・治兵衛者質入遣候由申之、

質屋傳三郎代判貞八、是又品差出、定法之質取方ニ而何れも馴合候筋不相聞候得共、万次郎者買取候節証人無之、弥七者出所不札之品売払之口次いたし遣、鹿藏・治兵衛者同様之品質入遣候段、一同不念三付、万次郎者売徳錢取上、代金錢損失申付、弥七者急度叱り置、鹿藏外老人者定例之通過料價等可申付与奉存候、尤清兵衛所持之品取上置申候

一 右無宿躰之男行衛并往来之古手買名所等相知不申候付、右之男者捕方手当申付置候」

実者此ものも右場所江立越、盜相働候義ニ可有之与重々吟味仕候処、曾而右様之儀無之由申之候得とも、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

松平遠江守領分

摂州西成郡今喜多村

穢多惣右衛門同居

寅 吉

当十一月七日入牢
同月廿二日重病ニ付、下宿所預 未三拾四歳

(朱書)

「此者摂州穢多村拾軒町岸部屋

才三郎与申候節、身分を偽、
平人ニ混、酒食遊興ニ罷越、
身分顕候及不法候付、六年
以前寅七月廿九日入墨之上所
を構、大坂三郷弘可申付処、
穢多之儀ニ付、入墨之上当表
穢多村年寄江引渡、所を構、
大坂三郷弘相当之仕置可申付
旨申渡候ものニ御座候」

(黄紙下ケ札)
「此虎吉儀、先達而当表穢多村ニ住居中不屈有之、入
墨之上所を構、大坂三郷弘可申付処、穢多之儀ニ付、
入墨之上右穢多村年寄江引渡、所を構、大坂三郷弘
相当之仕置可申付旨申渡候身分不慎、構場江立入候
段、不屈ニ付、摂河兩國を構、江戸拾里四方追放可
申付処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、右
相当之仕置可申付旨可申渡候哉」

(附札)
「此寅吉儀、伺之通撰河
兩國を構、江戸十里四方
追放可申付処、穢多之儀

尔付、当表穢多村年寄江
引渡、右相当之仕置
可申付旨可被申渡候」

右之者吟味仕候処、脇書之通申渡受候後者書面惣右衛
門同居ニ相成、所々ニ而働稼いたし罷在候処、摂州穢
多村ニ者知人有之面会いたし度存、竊ニ当表江立入、
いまた面会不致内被捕候由申之候、右始末不屈之旨、
吟味詰候処、無申披由申之候

当十一月十二日入牢

無宿

雅次郎事

半七

未式拾四歳

(朱書)
「此者南堀江五丁目松屋直助同居
弟雅次郎与申候節、不屈有之、
去々巳七月廿三日入墨之上重追
放申付候ものニ御座候」

(黄紙下ケ札)
「此半七儀、先達而不屈有之、入墨之上重追放申付候
身分不慎、御構場江立入候段、不屈ニ付、敲之上重
追放可申付候哉」

(附札)

「此半七儀、伺之通

敲之上重追放

可被申付候」

右之者吟味仕候処、脇書之通御仕置受候後者城州路ニ而働稼いたし罷在候得共追々身分不慎相成、難取続、当表ニ者知人有之面会之上合力可相頼与存、竊ニ当表江立入、未面会不致内、被捕候由申之候、右始末不屈之旨吟味詰候処、無申披由申之候

田安殿領知

播州加西郡栗田村

北浦屋利兵衛下人

当九月十九日入牢

同月廿七日重病ニ付、請人預

宗 助
未廿三歳

同

同 断

源 吉
未貳拾歳

(黄紙下ヶ札)

「此宗助・源吉儀、主人利兵衛申付請、同人取引先江

此者とも同道ニ而売掛金請取ニ罷越、右於先々取集

候金高并多分之銀札持帰候途中与風悪心差発候途、

此者共申合、右金子・銀札取逃いたし候段、不屈ニ付、兩人共死罪可申付処、取逃之金子・銀札并右銀札引替候金子之内、又者同金子之内を以買調候品共所持罷在、遣ひ捨候分者此者とも身寄之者今相償、主人利兵衛御仕置宥免相願候間、主人願之通令宥免、大坂三郷ニ罷在間敷旨可申渡候哉」

(附札)

「此宗助・源吾儀、

伺之通兩人共大坂

三郷ニ罷在間敷旨

可被申渡候」

右之者共吟味仕候処、主人利兵衛儀綿并認糸商ひ渡世致し罷在、此者共兼而伊勢参宮致し度存含候得共、奉公中之身分心儘ニも難相成、且者路用之貯も無之候付、残念ニ存過罷在候折柄、当九月十二日此者共儀主人利兵衛申付請、同人取引先々江兩人同道ニ而売掛金銀請取ニ罷越、右於先々金拾三兩与所々私領通用壺匁銀札式千六百六枚請取、持帰候途中与風悪心差発、右を路

用ニいたし、兼而存合候通、伊勢參宮可致与此者共申合、右金子銀札共不殘其儘取逃致し

(朱書)

「右利兵衛儀、本文之次第訴出申口符合仕候」

右銀札之内式千四百八拾三枚者所持之由申偽、同州之内名所不存所々商ひ店ニ而金三拾兩式分式朱・銀壹匁三分・錢八文ニ引替貫、右金銀錢并殘之銀札・取逃金共所持いたし、当表江立越候上、右之内金式兩式分壹朱者同州之内是又名所不存所々商ひ店ニ而此者とも入用之品々拾五品買調候代ニ遣ひ払、殘金四拾兩壹朱・銀札百九枚与右買調候品共、此者共所持いたし、其余之金銀錢・銀札者当座ニ遣ひ捨候処、被捕候由申之候

(朱書)

「右商ひ店之人家何れも名所相知不申候、且右所持

之金子・銀札・品共取上置申候」

右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披誤入候由申之候

(朱書)

「右利兵衛儀、宗助・源吉者是迄実体ニ相勤、不便

ニ存、殊兩人取逃いたし候金子銀札并右銀札引替

候金子之内、又者同金子之内を以買調候品共所持

罷在、遣ひ捨候分者右兩人身寄之もの共相償、

聊損失無之、旁無申分御仕置有免相願候旨、書付

差出申候

一前書口々取上置候金銀錢・銀札・品主有之分、追

而落着之節夫々江可渡遣与奉存候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ札を以相伺申候、以上

未

十二月

久須美佐渡守

(内表紙)

「

例書

」

(朱書)

「弥七見合例」

天保十亥年御渡

町奉行

筒井紀伊守伺

一因幡町甚兵衛盗いたし候一件

因幡町文五郎店
壹番組古着買

勘兵衛

右之者儀、甚兵衛より衣類其外最初者盗物与者不存候共、多分之品追々持参候付、怪數品与乍心付、徳用ニ泥ミ殊仲間定法相背、無判ニ而度々二百五拾壹品、代金六拾九両壹分ニ買取売払、売徳取候段、不届ニ付、入墨之上敲

此儀吟味書之趣ニ而者去戌十一月十八日甚兵衛儀所持品之由衣類其外拾五品持参、売払度旨申聞候ニ付、相違も有之間數与存、仲間定法相背、無判ニ而買取、猶又同廿二日以来追々多分之品致持参候ニ付、身分不相応ニ而怪數品与心付候得共、徳用も可有之与存、度々ニ衣類其外百五拾壹品買取、不残売払徳用取候由ニ付、御仕置附ニ紀伊守申上候例之七右衛門与粗始末者似寄候得とも、盗物与乍存下直ニ買取候もの所払之御定も有之候上者類例而已ニ而者治定難致、依

之勘弁評儀仕候処、右者陰物買、入墨之上敲与有之御定之准例ニ而、今般之勘兵衛犯科之如き類品數等之姿迄ニ泥ミ、右例ニ寄候而者一体之意味違候間、先例相糺候処、享和二戌年評儀ニ御下被成候大河内善兵衛火附盜賊改之節、相伺候四谷仲町五人組持店古着屋文次儀、弥兵衛・卯右衛門分買取候品、盗物ニも有之与乍心付、利徳ニ泥ミ其上同商売之外者両印取之、買取可申候、無其儀無判ニ而買取売払、又者見世売いたし、或者所持いたし候段、不届ニ付、所持之品并見世売いたし候品者代金銀を以売出、徳用之分共取上、所払与相伺、評儀之上所持之品取上、売払候分者代金為償候ニ不及所払与申上、御尋有之、其節再応評儀之趣ニ而者宝曆十四丑年御定書掛江御尋有之、陰物買之儀ニ付、心得方申上并寛政三亥年評儀ニ御下被成候甲府勤番支配相伺候甲州上吉田村西念寺門前借屋伊兵衛事丈左衛門外三人御仕置当、是又再応評儀之上陰物買与、盗物与乍存下直ニ買取候者之弁別申上候儀も有之、右等ニ見合盗物与乍存

下直ニ買取候者之御定与、陰物買之御定与者其者之

儀兵衛

商売筋ニ寄候儀与難申候間、当座之利徳ニ泥ニ盗物ニ

も可有之与乍心付買取候類者、盗物与乍存下直ニ買

取候者之御定ニ見合、不正之品持參候を兼而申合置、

買取売払候儀を渡世同様ニいたし候類者、陰物買之

御定ニ寄候方ニ可有御座候哉ニ付、右文治儀者度々ニ

買取売払候得とも、当座之利徳ニ泥ニ候儀与相聞、

兼而買人与相對いたし置候而、買取売払候儀を渡世

同様ニいたし候儀ニも無之候間、盗物与乍存下直ニ

買取候者之御定ニ見合、所払与申上、其通相濟候由

ニ付、右ニ見合相当之者ニ候間、例同様所払

〔朱書〕
〔評儀之通濟〕

〔同断〕

文化八末年御渡

大坂町奉行伺

一無宿儀兵衛御構場江立入候一件

当時無宿

右之者儀、先達而通用銀を吹潰売払、徳用取、其後御

構場江立入候付、於京都中重追放ニ相成候身分不愼、

亦吉申合、同人方ニ而又候通用之丁銀を為吹潰、御構

場江立入売払、徳用取候段、別而不届ニ付、遠嶋

此儀御定書ニ御構之地ニ徘徊いたし候上、悪事いた

し候者、入墨以上ニ可申付悪事ニ候ハ、死罪、入墨

ニ可申付程之悪事ニ無之者前之御仕置分一重ク可

申付与有之、通用銀を吹潰、徳用取候罪状者、去ル

辰年根岸肥前守伺之上御仕置申付候浅草橋場町家主

下金買仁平次外三人儀、下金買渡世いたし、近来及

困窮候由、銀座之外売買致間敷旨前々御触之趣相

背、潰銀売買いたし候ハ、徳用可有之与存付、出入

屋敷入用之趣申偽、両替屋とも今丁銀を買入、下金

吹所ニ而右丁銀を吹潰、下金吹分ケ候節出候潰銀之

趣ニ申成、内々売捌、仁平次者文錢をも買取、吹潰、

古金物吹分ケ候節出候唐銅之趣申偽、売捌、銘々徳

用取候始末、不届ニ付、一同中追放申付候例ニ見合、

入墨ニ可申付品ニも無御座候間、前書之御定并例も見合、前々御仕置の一等重ク敲之上重追放

(朱書)

〔御差函〕

重敲之上重追放

但、此度之弥七儀、先達而盜品買取、兩度吟味相成、所払、又者大坂三郷を構、江戸払等可申付処、穢多之儀ニ付、度毎穢多村年寄江引渡、夫々相当之仕置請候身分不慎、構場江立入候上、又候盜品買取候者ニ而右体度々同科を犯候者、陰物買之所業ニも相当可申哉与勘弁取調候処、例書之内勘兵衛評儀之趣等ニ見合候ハ、弥七儀度々同科を犯候与者乍申、此度之儀も当座之利欲ニ迷ひ、右様之品買取候儀ニ而渡世同様ニいたし候与申儀ニも無之候間、陰物買御仕置之旧例ニも引当かたく、然ル上者摂河両国を構、江戸拾里四方追放ニ而相当可仕処、右者構場江立入候而之悪事ニ付、其廉者今一例之儀兵衛評儀之趣ニ見合、入墨可相成品ニも無御座御候間、兩例を束、

前御仕置より一等重ク黄紙之通御仕置附仕候〕

解説

大坂町奉行の「吟味伺書」

大坂町奉行の「吟味伺書」について、平松義郎氏はつぎのように説明されている。すなわち、「罪状を朱書の註記と交えつつ述べ、帳面仕立にし、下端に黄紙を貼付して、それに擬律の要旨を書いて大坂城代に進達するのである。城代の指図は、付札を伺書の上端に貼って、それに下知の趣を書くことによつてなされる。先例の引用は例書を添付して行い、例書も伺書の末尾に綴じ込むのである。例書は江戸における町奉行のそれのごとく単なる判例の抜粋ではなく、末尾に所引判例による擬律、刑の量定の事情を朱書で書くのが普通であった。すなわち、大坂では、例書が、江戸の例書と御仕置附とを兼ねたものであったわけである」とされている。本号以下で考察する東京大学法制史資料室蔵吟味伺書はこれに該当する。

大坂町奉行吟味伺書の考察(一)

それに対して、九州大学法学部蔵吟味伺書は、冊子表紙に当該一件名とその進達日付、落着日付、掛り町奉行名を記している点は上記伺書とほぼ同様であるが、次に当該罪人に関する事項と黄紙下ヶ札(大坂町奉行伺)の内容を記し、上端に附札(大坂城代の指図)を貼付したものである。伺書本文(罪状を朱書の註記と交えつつ述べる)は省略し、末尾は「右者御城代土屋采女正殿御附札」という文言で締めくくっている。大坂町奉行所与力が実務の参考に作成したものと考えられる。九州大学法学部蔵大坂町奉行所関係文書の中核をなしているのは東町奉行所与力を代々勤めた八田五郎左衛門(五郎左衛門を襲名)が職務上書き記した文書類である。したがって、この吟味伺書は、当時吟味役と盗賊役を務めていた八田五郎左衛門(良成)が記したものと推察される。

これと同種の「仕置書」(一三七冊)が被差別部落である和泉国南王子村の庄屋文書に含まれていることが注目される。その時期は嘉永四年(一八五二)正月か

ら元治元年（一八六四）十二月に及ぶ。そのなかには、穢多仕置に関する事例も含まれる。南王子村の庄屋文書のなかに、なぜ大坂町奉行所関係文書が伝来しているのだろうか。おそらく摂津役人村（渡辺村）を通じて、町奉行所与力から入手したものと考えられる。南王子村は、泉州の一橋領知五四ヶ村のうちには同村以外に被差別部落がなかったため、村内仕置を受け入れざるを得なかったのである。穢多仕置という刑事手続きを適正に執行するための参考に、縁故のある渡辺村を手腕として収集したものと思われる。⁵

なお、同村は一村立て（独立行政村）であったから、「御公儀御裁許定書写」（元文四年末十一月「条々」ほか）、「寛保二年二月評定所留書」（写）などの裁判・訴訟手続規則は、庄屋の職務上の手引き書としての役割を果たしたと思われる。⁶

一 九州大学法学部蔵大坂町奉行吟味伺書

「1 嘉永四年五月 無宿徳松外五人、強盜并盜物売

払一件」は、本紀要第五八号で紹介した「嘉永四亥年大坂ニ而死罪之科書」に記されている無宿徳松・梅吉が関与した強盜事件の吟味伺書である。これによれば、嘉永三年（一八五〇）十一月二十四日、強盜の罪で入牢した無宿の徳松・弥助・梅吉の三人について、翌年五月二十七日、大坂城代土屋采女正の指図により伺の通り、徳松は大坂三郷町中引廻之上獄門、梅吉は大坂三郷町中引廻之上死罪を執行されたが、弥助はすでに牢死していたことがわかる。また、徳松・弥助より盜物の売払いを頼まれた当時無宿の音五郎と福松の二人については、伺の通り、音五郎は敲、福松は入墨之上重敲を執行されている。徳松から貰った銭が盗みとったものと知りながら、遣い捨てた無宿弥吉は、伺の通り敲刑を受けている。

また、「嘉永四亥年大坂ニ而死罪之科書」に記載されている無宿江戸の熊蔵外十九人に関する吟味伺書（「仕置書」）も、『奥田家文書』七巻に収載されている。いずれも大坂町奉行から大坂城代土屋采女正に伺のう

え指図を受けていることがわかる。そのうち一例（入墨之上軽追放と擬律し、死罪の指図を受けた巳之助事新蔵の事例）を除き、ほかはすべて伺の通り指図を受けている。

なお、死罪や獄門のような重罪だけでなく、入墨之上重敲、敲、過料、急度叱りなどの刑罰決定についても大坂城代に伺のうえ指図を受けていることがわかる。

二 東京大学法学部法制史資料室蔵大坂町奉行吟味伺書

東京大学法制史資料室蔵吟味伺書について、平松義郎氏はつぎのように説明されている。すなわち、「大坂町奉行所吟味伺書の原形通りの控と思われるが、これによれば大坂町奉行所では、数件を一括して吟味伺書を作成し、また、引用すべき先例は、御仕置例類集所収のもののごとき評定所評儀にも及んでいることが判明する」と述べられている。

「2 安政六年十二月 無宿亀吉外六人、追剥井入墨を消紛掛候上盗品持退・構場江立入・構場江立入候

上盗品買取・取逃一件」によれば、無宿穢多弥七は、構場（被追放者に定められた立入・居住禁止区域）へ立入り、盗品を買取り売払った罪で、摂州西成郡今喜多村穢多惣右衛門同居寅吉も、構場へ立入った罪で、いずれも穢多仕置を受けていることがわかる。大坂町奉行所では、穢多非人について、遠島以上は奉行所で執行し、追放以下は穢多は渡辺村（役人村）年寄へ、非人は四ヶ所長吏へそれぞれ引渡し、相当の仕置をおこなうことになっていた。つぎに弥七と寅吉の前歴と犯罪について見てみよう。

弥七は脇書によると、八幡屋弥七と称して、摂州渡辺村中之町に住んでいた頃、「怪敷心付候品」を買取り売払って利益を得た罪で、四年以前の安政三辰年（二八五六）に「所払」相当の刑罰を執行されている。その後、同村新屋敷町河内屋豊松日雇弥七と称していたとき、「盗物ニも有之与心付候品」を買取り売払った罪で、「大坂三郷を構、江戸払」相当の仕置を受けている。このあと弥七は無宿（穢多無宿）となり、構

場へ立入ったばかりか、亀吉から買取りを頼まれた品は盗物であることがわかっていたにもかかわらず、欲心に迷ってその品を買取り売払った罪で、安政六年（一八五九）十一月七日牢に入れられ、十二月九日大坂町奉行から大坂城代に吟味伺書が差出されている。この吟味伺書の末尾に綴じられた「例書」によれば、大坂町奉行所では、弥七の犯罪に対応する先例（「弥七見合例」）を調べ、刑の量定について検討したことがわかる。ここでは、弥七の行為が陰物買と盗物買のどちらに該当するのが論点となっている¹¹。

「右体度々同科を犯候者勘兵衛評儀之趣等見合候ハ、弥七儀度々同科を犯候与者乍申、此度之儀も当座之利欲ニ迷ひ、右様之品買取候儀ニ而渡世同様ニいたし候与申儀ニも無之候間、陰物買御仕置之旧例ニも引当かたく、然ル上者撰河両国を構、江戸拾里四方追放ニ而相当可仕処、右者構場江立入候而之悪事ニ付、其廉者今一例之儀兵衛評儀之趣ニ見合、入墨可相成品ニも無御座候間、両例を

束、前仕置より一重重ク黄紙之通御仕置附仕候」結局、天保十亥年御渡・町奉行筒井紀伊守伺「因幡町甚兵衛盗いたし候一件¹²」と文化八未年御渡・大坂町奉行伺「無宿儀兵衛御構場江立入候一件」の両例を束ね、前仕置より一重重ク黄紙の通り御仕置附けることとされている。

同月二十五日大坂城代から何の通り「撰河両国を構、江戸十里四方追放」を申付けべきところ、「穢多の儀につき、当表穢多村年寄へ引渡し、右相当の仕置」を申付けべき旨申渡すよう指図を受けている。安政六年（一八五九）十一月七日に入牢し、同月二十三日重病につき、下宿所預けとなつた寅吉の前歴はつぎのようである。

「此者撰州穢多村拾軒町岸部屋才三郎与申候節、身分を偽、平人ニ混、酒食遊興罷越、身分顕候及不法候付、六年以前寅七月廿九日入墨之上所を構、大坂三郷払可申付処、穢多之義ニ付、入墨之上当表穢多村年寄江引渡、所を構、大坂三郷払

相当之仕置可申付旨申渡候ものニ御座候」

すなわち、寅吉は穢多村（渡辺村）拾軒町に住んでいたところは岸部屋才三郎と称していたが、身分を偽り、平人に混じって酒食遊興し、身分があきらかとなり不法に及んだため、六年以前寅（安政元年）町奉行所より、「入墨之上所を構、大坂三郷弘」を申付けるべきところ、「穢多の義につき、入墨之上当表穢多村年寄へ引渡し、所を構、大坂三郷弘相当の仕置」を申付けるべき旨申渡されている¹³⁾。

大坂西町奉行久須美佐渡守の伺によると、それにもかかわらずその後、構場へ立入ったことは不届きなので、「摂河両国を構、江戸拾里四方追放」申付けるべきところ、「穢多の儀につき、当表穢多村年寄へ引渡し、右相当の仕置」を申付けるべき旨申渡すべきか、大坂城代松平豊前守に伺っている。大坂城代からは、伺の通りとの指図を受けている。寅吉も構場へ立入ったため、前回より一等重い追放刑相当の刑罰が科せられている。

大坂町奉行吟味伺書の考察(一)

奉行所は穢多村（役人村）年寄に、相当の仕置を命じておきながら、役人村が村法を制定することは決して認めなかった¹⁴⁾。ここに、穢多仕置の矛盾と問題があると思われる。また被差別身分に追放刑を科すことは、被差別身分の隔離政策と矛盾するし、被追放者も生活するためには構場に立入らざるを得ないという事情があつたのである。

(1) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）八五八頁。

(2) 藤原有和「大坂町奉行所与力の日記」〔関西大学人権問題研究室紀要〕第一四号、一九八七年三月。当時の大坂町奉行所において、八田良成（東町奉行所与力）と内山彦次郎（西町奉行所与力、良成の伯父）は、ともに重要な役割をはたしている（八田良成の『安政二乙卯年日記』五月廿六日の条に、「内山伯父貴御事、年来貞実精勤御用筋骨折二付、格別之訳ヲ以御譜代被仰付出来難有仕合なり、当地町組ニ其むかし右のこたく被仰付候例も無之」と記されている）。

(3) 『奥田家文書』第七卷（大阪府同和事業促進協議会・大阪部落解放研究所、一九七二年）三四七―六八〇頁。「黄紙下ヶ札」には伺の内容が記されるから、最後は

例えば「……不届二付、死罪可申付候哉」となるが、「仕置書」は年代が降るにしたがって、「……不届二付、死罪」というように申渡の文言となっている。

- (4) 九州大学法学部蔵の吟味伺書九冊（嘉永四年五月二十七日落着く嘉永六年四月六日落着）と奥田家文書に含まれる吟味伺書一三七冊（「仕置書」嘉永四年正月二十一日落着く元治元年十二月十九日落着）を突き合わせると、両者は本来、大坂東町奉行所与力八田五郎左衛門（良成）が記した文書として一体のものであったみなすことが可能である。

- (5) 嘉永四年（一八五一）以降の「仕置書」が伝来しているのは、嘉永四年村内に仮牢の設置が認められたことと関連があるものと思われる（盛田嘉徳・岡本良一・森杉夫「ある被差別部落の歴史―和泉国南王子村―」岩波書店、一九七九年、一七四―一七五頁）。

- (6) 『奥田家文書』第四卷（一九七一年）、四二二―四七九頁。
- (7) 藤原有和「大坂町奉行所の刑事判例（二）―大坂城代土屋氏御用留による―」『関西大学人権問題研究室紀要』五八号（二〇〇九年三月）九頁。

- (8) 『奥田家文書』七卷。伺の通り指図を受けた十九人とその刑罰は、つきのとおりである。いずれも無宿の江戸の熊蔵（死罪）、木屋の與兵衛（大坂三郷引廻之上

死罪）、播州の富蔵（獄門）、伊丹の虎吉（獄門）、池田の市蔵（死罪）、中嶋の条吉（死罪）、狼の亀吉（死罪）、伏見の元吉（獄門）、坂町の馬の助（死罪）、木周の佐助（死罪）、京の直次郎（大坂三郷引廻之上死罪）、堺の米吉（獄門）、權屋町の寅吉（死罪）、新地の岩石（獄門）、平野の弥七（獄門）、馬方の亀吉（死罪）、長柄市事市松（死罪）、当時無宿の秀吉（死罪）および九兵衛支配借屋いよ同居弥三郎（大坂三郷引廻之上死罪）。

- (9) 平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』八五八頁。
- (10) 安政三辰年大坂町奉行所「牢舎之者人数書付」に「所払可申付処、穢多之儀二付、穢多村年寄江引渡、相当之仕置可申付旨申渡、老」と記されているのが、弥七に該当する（藤原有和「大坂町奉行所の刑事判例（五）―大坂城代土屋氏御用留による―」『関西大学人権問題研究室紀要』第六一号、二〇一一年三月、三二頁）。

(11) この点についての幕府裁判所の見解は、「寛政三亥年除物買と盗物買との差別二付評議」に示されている（『徳川禁令考』後聚第四秩、三八四―三八六頁）。石塚英夫氏によれば、「除物買とは、あらかじめ売渡人と相対しておいてから贓物故買をなし、しかもその売買を渡世同様に行っているものの謂であり、これに反し

て後者は、故買にそのような事前の工作を行わず、またこれを商売同様にしない、いわば一時的な利害で行動したものに適用するものである（徳川幕府刑法における贓物罪）『法政研究』二五卷二―四合併号、一九五九年三月、二四〇頁）。

(12) 『御仕置例類集』天保類集、三拾之帳、盗物怪敷品取扱候部（六六六）。石塚英夫「徳川幕府刑法における贓物罪補考」（『法政研究』三九卷二―四合併号、一九七三年六月、一八〇―一八二頁）。

(13) 安政元寅年大坂町奉行所「牢舎之者人数書付」に、「入墨之上所を構、大坂三郷私可申付処、穢多之儀二付、入墨之上穢多村年寄江引渡、相当之仕置可申付旨申渡、四人」と記載されているが、四人のうち一人が、寅吉と考えられる（藤原有和「大坂町奉行所の刑事判例（二）——大坂城代土屋氏御用留による——」『関西大学人権問題研究室紀要』第五九号、二〇一〇年三月、一〇六頁）。

(14) 役人村年寄から大坂町奉行所に対して、村法制定願が出されているが、認められていない。「幕府及びその手先の奉行が、このような判決を行って置きながら、村の方へはそれに対する処置の掟をなかなか許さなかつた様子である。その都度に適宜な処置をなさしめるだけで、自治的に事を処理する権限を与えなかつたの

である。このことは、江戸でも同様であった」（盛田嘉徳編『摂津役人村文書』大阪市浪速同和教育推進協議会、一九六〇年、一六二頁）。